

国家戦略特区等提案様式

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
群馬県前橋市	1	学習指導要領にとわれないカリキュラム編成の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中高一貫校の制度を利用し、学習指導要領・設置基準に捉われない一貫通貫した教育カリキュラムを提供</li> <li>秘密分散・秘密計算技術を活用し、本人が特定されない形で学習データを分析し自身の才能を見える化</li> <li>個別最適化の学習で自身の才能を芽吹かせ未来人材を育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべて人々の学びを個別最適化し、オンラインで誰でもどこでも学習できる環境を提供することにより、バーチャルとリアル両面から、思い通りの学びを追求することができる</li> <li>秘密分散・秘密計算技術により、才能を見える化できる</li> <li>自分の学習履歴に係るデータを、自身で管理・閲覧できるようになる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校教育法の学習指導要領に基づかない授業を履修した場合に、単位認定されない点</li> <li>現行の学校教育法施行規則が想定する「特別の配慮を要する児童生徒の実態に配慮した教育を実施するための教育課程の特例」では、特別支援、障害、長期欠席、日本語困難、不登校、学齢超過に関する児童生徒に限られている点</li> <li>オンライン授業で単位認定するのは36単位まで。R3.3月、文科省から入院やコロナ禍での修業に限り、36単位上限を緩和する方針が示されたが、高等学校に限られている点</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>学校教育法施行規則 第56条、第56条の2、第56条の4、第79条、第86条、第108条第1項、第132条の3、第132条の5、第138条、第140条</li> <li>学校教育法施行規則 第96条第2項</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>学校教育法施行規則</li> <li>学校教育法施行規則</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>「あらゆる人に対応できる包括的な「教育課程の特例制度」の意味するところが明らかでないため、現時点で明確な回答はできませんが、現行制度でも既に、各学校において、児童生徒や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること</li> <li>学習指導要領において示している内容に関する事項は全て取り扱わなければならないとして、学校において特に必要がある場合は、児童生徒の学習状況に応じ、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することが可能となるところ、まずは本提案の実現に当たって、現行制度では実施不可能又は困難となっている事柄について、明確にしていきたいと思えます。また、小学校及び中学校においては、単位制ではないところ、新たな措置として提案のあった「修得すべき74単位のうち、オンライン授業は36単位を超えないものとする要件を撤廃するとともに、この取扱いを高校生のみならず、全ての児童生徒に拡充」の意図するところが明らかではないため、現時点での回答は差し控えたいと思いますが、学校の授業における遠隔・オンライン教育については、現行制度においても、学校の創意工夫の中で柔軟な活用が可能であるところ、まずは本提案の実現に当たって、現行制度において実施不可能又は困難となっている事柄について、明確にしていきたいと思えます。</li> </ul> <p>なお、高等学校段階においては、令和3年2月26日付「高等学校等における遠隔授業の実施に係る留意事項について（通知）」により、主として対面により授業を実施するものは、36単位までとされる遠隔授業による修得単位数の算定に含める必要はないこととしています。</p>	文部科学省	<p>「あらゆる人に対応できる包括的な「教育課程の特例制度」の意味するところが明らかでないため、現時点で明確な回答はできませんが、現行制度でも既に、各学校において、児童生徒や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること <li>学習指導要領において示している内容に関する事項は全て取り扱わなければならないとして、学校において特に必要がある場合は、児童生徒の学習状況に応じ、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することが可能となるところ、まずは本提案の実現に当たって、現行制度では実施不可能又は困難となっている事柄について、明確にしていきたいと思えます。また、小学校及び中学校においては、単位制ではないところ、新たな措置として提案のあった「修得すべき74単位のうち、オンライン授業は36単位を超えないものとする要件を撤廃するとともに、この取扱いを高校生のみならず、全ての児童生徒に拡充」の意図するところが明らかではないため、現時点での回答は差し控えたいと思いますが、学校の授業における遠隔・オンライン教育については、現行制度においても、学校の創意工夫の中で柔軟な活用が可能であるところ、まずは本提案の実現に当たって、現行制度において実施不可能又は困難となっている事柄について、明確にしていきたいと思えます。</li> <p>なお、高等学校段階においては、令和3年2月26日付「高等学校等における遠隔授業の実施に係る留意事項について（通知）」により、主として対面により授業を実施するものは、36単位までとされる遠隔授業による修得単位数の算定に含める必要はないこととしています。</p> </p>	<p>教育再生実行会議の提言を踏まえ、前橋市がめざす「誰一人取り残さない」「個人最適化した教育により創造性を軸とする未来人材の育成に向け、修得主義を基礎とする教育の在り方への転換を模索することが必要です。そのためには、現状認められている10例（不登校児等）に加えて、あらゆる生徒や児童に対して「包括的な教育課程の特例制度」を拡充することが必要であると考へています。具体的には、学校教育法施行規則第51条（別表第一）で規定される授業時間数の履修に拠らず、修得状況に応じて、先の学年・学校の内容の学習や学び直しによる基礎の定着、また、学習指導要領に示されていない学習を可能にしたいと考えています。</p>	文部科学省	<p>既に回答申し上げたとおり、現行制度においても既に、学習指導要領において示している内容に関する事項は全て取り扱わなければならないとして、学校において特に必要がある場合は、児童生徒の学習状況に応じ、学年や学校段階を超えて先の学年・学校の内容を学習したり、学び直しにより基礎の定着を図ったりするなど、異なる学年の内容を含めて学習指導要領に示していない内容を加えて指導すること</p> <p>・教育課程特例校制度を活用し、要件を満たした上で、例えば、ある教科等の授業時数を削減して新教科等を創設するなど、特別の教育課程を編成することが可能となっているところであり、ご提案の内容は現行制度でも実現可能と思われるますが、詳細については御相談ください。</p>
群馬県前橋市	2	オンライン授業に対する単位認定の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>誰でも、いつでも、どこでも、いつくになっても学ぶことができる環境の整備</li> <li>海外の教育機関や世界各国の日本人学校との連携、教育データの連携</li> <li>「めぶき場」を通じて海外においても日本の高等教育をオンラインで受講できる仕組みの構築</li> <li>オンラインの「めぶき場」に加え、リアル「めぶき場」を整備し、市民の学習意欲を高め相互学習を促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外にいる日本人が、海外からでも日本の高等教育を受講・単位取得ができる</li> <li>日本にいながら、海外の教育機関の授業が受講でき、単位を取得できる</li> <li>外国人であっても、日本で自身の母国語で学習ができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校教育法3条の各学校設置基準により、オンライン上で授業を受けた場合は、単位認定されない点</li> <li>学校教育法施行規則第88条の3「高等学校は、授業を多様なメディアを高度に利用して、教室以外の場所で履修させることができる」</li> <li>現行制度では、遠隔授業で単位認定されるのは36単位までとなっているが、文部科学省からR3.3月に出された方針では、入院やコロナ禍での修業に限り、36単位上限を緩和する方針が示されたが、海外居住者は含まれていない状況である点</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>学校教育法 第3条（学校設置基準）</li> <li>学校教育法施行規則 第88条の3、第96条第2項</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>学校教育法</li> <li>学校教育法施行規則</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>オンラインによる授業に参加した場合に、通常出席と認める</li> </ul>	文部科学省	<p>同時双方向型の遠隔授業については、学教法施行規則第88条の3に基づき実施が可能となっており、また、学教法施行規則第96条第2項において、修得すべき74単位のうち、遠隔授業は36単位を超えないものとしていますが、令和3年2月26日付「高等学校等における遠隔授業の実施に係る留意事項について（通知）」により、全日制・定時制課程における遠隔授業を活用して修得する単位のうち、主として対面により授業を実施するものは、36単位までとされる単位数の算定に含める必要はないこととしており、卒業までの全ての授業の中で、その一部に遠隔授業を取り入れることが可能となっています。（また、学校設置基準には遠隔授業に係る要件を規定するものではありません。）</p> <p>なお、海外居住者については、通信制課程の利用が考えられるところであり、オンライン等も活用して単位の修得を行うことは、通信制課程において開設される科目等を履修することで可能となっています。</p>	<p>現在、高等学校における同時双方向型の遠隔授業については、学校間をつなぐものとしていますが、中教審答申において、「高等学校段階において、家庭における同時双方向型オンライン学習を授業の一部として特例的に認め、対面指導と遠隔・オンライン教育とのハイブリッド化を検討」することが述べられたところであり、前橋市は、これを特例ではなく恒常的に可能とすること、さらに、小中学校段階においても同様に可能とすることを求めるものです。また、海外在住の児童生徒についても通信制教育ではなく、通学生の学校に遠隔で参画することで協力的な学びの提供が可能となるため、オンライン授業に係る規制緩和が必要と考えます。</p>	文部科学省	<p>（高等学校段階における遠隔授業について）</p> <p>文部科学省としては、ご指摘の中央教育審議会答申も踏まえ、令和4年度概算要求において「創造的教育方法実践プログラム」を要求しているところであり、教科等横断的な学びの実現のため、遠隔・オンライン教育や質が確保された通信教育を活用した新たな教育方法をいたカリキュラム開発等のモデル事業を実施する予定としております。</p> <p>また、現在の高等学校制度においては、海外に居住する生徒に対しては、通信制課程の利用が考えられております。これは、時差や居住環境等の現地における事情を勘案すると、授業を受ける時間や場所を問わない柔軟な学びが可能である通信制課程が生徒にとって最も負担が少ないと考えられるためです。</p> <p>（小中学校段階における遠隔授業について）</p> <p>小中学校においても、児童生徒等の発達段階に応じてオンライン教育を有効に活用することによって、教師等が児童生徒に寄り添い、室の高い教育が行われるようにしていかなければなりません。学校がこれからの社会でさらに必要性を増す社会性や人間力を身に付ける場でもあり、児童生徒等の安全性を確保しつつ、それに必要な細かい指導を行うため、児童生徒等と教師等、児童生徒同士が直接触れ合うことが基本であることなどを踏まえる必要があります。（「教育現場におけるオンライン教育の活用」令和3年3月29日内閣府特命担当大臣（規制改革）及び文部科学大臣合意より）</p>
群馬県前橋市	3	飛び級を実現するための学校修業年限の撤廃	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中高一貫校の制度を利用し、学習指導要領・設置基準に捉われない一貫通貫した教育カリキュラムを提供</li> <li>個別最適化の学習で自身の才能を芽吹かせ未来人材を育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各個人の能力に応じて、自分の興味関心のある分野の学習を、いつでもどこでも自分のペースで、先取りすることができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校教育法で学校ごとに修業年限が定められている点</li> <li>学校教育法の学習指導要領により、学年ごとの学習内容が決まっており、「飛び級」ができない点</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>学校教育法第32条、第47条、第56条</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>学校教育法</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>第32条に定める「小学校修業年限」、第47条で定める「中学校修業年限」、第56条で定める「高校修業年限」といった修業年限を撤廃</li> </ul>	文部科学省	<p>小・中学校、高等学校段階における飛び級については、「教育」に偏ったり、受験競争が過熱化して保護者に無用の焦りを招くなど問題も指摘されていることに加え、国民的な理解が得られている状況ではないと考えており、これまでも中央教育審議会等で議論されてきましたが、実現には至っておりません。</p> <p>また、学習指導要領において示している内容に関する事項は全て取り扱わなければならないと思いますが、学校において特に必要がある場合は、児童生徒の学習状況に応じ、学年や学校段階を超えて先の学年・学校の内容を学習したり、学び直しにより基礎の定着を図ったりするなど、異なる学年の内容を含めて学習指導要領に示していない内容を加えて指導することが可能です。</p>	<p>提案1-1と同様に、学校教育法施行規則第51条（別表第一）で規定されている詳細な学年・教科ごとの授業時間数の履修に拠らず、その学習内容の修得状況に応じて、先の学年・学校の内容を学習したり、学び直しにより基礎の定着を図ったりするなど、修得主義を前提とする学校の在り方を模索したいという趣旨です。その結果として具体的に、修得が早く進む生徒については高学年段階において現行の学校教育法施行規則第153条の「飛び入学」の要件を超えることもあり得るから、現状の「高校2年以上在籍したことを」とし、「高校1年以上在籍した者」への緩和を求めるものです。</p>	文部科学省	<p>（教育課程について）</p> <p>学習指導要領において示している内容に関する事項は全て取り扱わなければならないと思いますが、学校において特に必要がある場合は、児童生徒の学習状況に応じ、学年や学校段階を超えて先の学年・学校の内容を学習したり、学び直しにより基礎の定着を図ったりするなど、異なる学年の内容を含めて学習指導要領に示していない内容を加えて指導することが可能です。</p> <p>また、教育課程特例校制度を活用し、一定の要件を満たした上で、特別の教育課程を編成することも考えられます。</p> <p>（大学入学資格について）</p> <p>現行の飛び入学制度は、相当年齢に応じて教育課程を編成して学習させる現行の初等中等教育制度を前提としており、高校段階までの学習を早期に修了させて大学へ入学するものではなく、特定分野で特に優れた資質を有する者について高校等を卒業していても大学への入学の道を開くものです。このため、ご指摘の「修得が早く進むこと」が高校段階において現行の学校教育法施行規則第153条の「飛び入学」の要件を超えることは直接的な関連性はありません。</p> <p>その上で、現行の大学への飛び入学制度については、その制度の適切な運用及びその活用の在り方等について「大学への早期入学及び高等学校・大学間の接続の改善に関する協議会」が設置され、平成19年に報告書がまとめられています。同報告書では、「大学入学年齢の低年齢化は、生徒の全人格的成長を妨げないか、受験競争の低年齢化を招かないか、いわゆる「受験エリート化」を助長することにならないか、大学入学後における大学生生活に円滑に適應できるか、等の面も考慮する必要がある」としつつ、「現在の飛び入学制度はまだ十分に評価ができる段階にまでその取組が定着しておらず、また、社会的認知度も低い」として、飛び入学に係る年齢要件については慎重な検討が必要と結論付けています。飛び入学制度は制度創設から20年以上が経過していますが、令和3年5月時点において、飛び入学制度を導入した大学は10大学（2大学募集停止中）に留まり、飛び入学者も144人に留まるなど、取組が広く定着しているとは言えず、また、我が国の初等中等教育制度が学習内容の習得と併せ、相当年齢での全人格的成長を促す仕組みとなっていることを踏まえると、現時点で飛び入学に係る年齢要件を引き下げることは適当ではありません。</p>

国家戦略特区等提案様式

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
群馬県前橋市	4	高度外国人材の就労促進に向けた制度設計	・外国人であってもまえばしIDがあれば「めがさ場」を通じて母国語で自身の興味のある分野の勉強が可能 ・外国人IT人材との連携	・我が国のIT人材不足を補い、国際競争力の確保と地域活力の向上を図る	・高度外国人材の認定条件が厳しい点	1.出入国管理及び難民認定法 別表第一の2の表	1.出入国管理及び難民認定法 ・高度人材ポイント制に前橋市独自の加算項目（指定企業への就労）を設置	法務省	御提案内容の詳細が明らかではないですが、法務省関係国家戦略特別区域第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（平成27年内閣府・法務省令第4号）第3条においては、国家戦略特別区域内において、関係地方公共団体が必要な経費に関する補助金の交付等により支援する本邦の公私の機関における高度人材外国人の受入れを促進し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図る国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業を定めており、当該機関が契約機関又は活動機関である高度外国人材については、高度人材ポイント制におけるポイントの合計に10点を加算することとしています。本事業の全国展開については、成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）において、令和3年度中に結論を得ることとされています。	前橋市では、ICT人材不足の対策としてバASKタのICT人材の受入に向けて調整を試みる動きも出てきています。しかしながら、日本語検定（N2相当）は難易度が高く、外国人にとっては高いハードルとなっており、本市の提案事業では、まえばしIDを活用した「めがさ場」で、日本文化や社会風土、日常会話等を受講することが可能となります。そこで、上記の「特別加算」で規定する「試験による証明」を緩和し、本市提案の「めがさ場」により、オンライン上で日本文化や社会風土、日常会話等を学んだ学習履歴をもとて、日本語運用能力を認定し、+10点の加算を認めていただくよう要望するものです。	法務省	高度人材ポイント制は、専門的・技術的分野の外国人の中でも特に我が国の経済成長やイノベーションへの貢献が期待される人材である高度外国人材に対して、ポイント制を活用して出入国在留管理上の様々な優遇措置を与えることにより、高度外国人材の受入れ促進を図ることを目的としています。 各ポイント項目においては、高度の専門的な能力を有する人材に関する基準を設けており、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（平成26年法務省令第37号）第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄トにおいては、日常的な場面で使われる日本語を理解することができるほか、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる能力を有していることを試験により証明されていることを基準としており、日本語能力試験N2合格者又はB J Tビジネス日本語能力テストにおいて400点以上を得点した者を、10点のポイント付与の対象としています。 御提案については、試験の合格や点数のような客観的な指標とすることが困難な内容であり、また、「日本語検定（N2）」は難易度が高く、外国人にとっては高いハードルとなっていることが前提にされていることからすれば、貴市が想定される対象者は、上記基準に適合しない者であると解されるため、制度の趣旨に鑑み、オンライン上での学習履歴をもつて上記基準に係る加算を認めることは困難です。
群馬県前橋市	5	オンライン投票の実現	・オンラインを活用した住民コミュニケーションプラットフォームの充実により市政に対する関心・会話を活性化 重要な政策決定について、スマートフォン経由で意思表示を行うオンライン住民投票の導入 ・市議会議員選挙や市長選挙の際、まえばしIDと連携したオンライン選挙を実施	・投票者が選挙期間中、時間や場所を問わず、投票が可能となり、利便性が向上する ・投票場・立会人・開票作業などが不要となり、コスト削減が図れる	・現行の公職選挙法では、「選挙人は投票所において、投票用紙に候補者1人の氏名を自書して、投票箱に入れなければならない」とされており、紙投票が前提となっている点 ・現行の制度では、地方選挙に限り、電子投票が行えるものの、インターネット回線につながらない電磁記録式投票機を設置して投票することになっており、オンライン投票を想定していない点	1.公職選挙法 第38条、第44条、第45条、第46条、第62条 2.地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（電磁記録投票法）第3条、第4条 3.電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（電子署名法）	1.公職選挙法 ・投票立会人、投票所での投票、投票用紙の交付、自署による投函、開票立会人の有無に関する条件を緩和 2.地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律 ・インターネット接続下での電子投票を実施できるように改正 3/電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 ・まえばしIDとの連携に係る規制緩和（投票時の本人担保）	総務省	インターネット投票については、投票管理者や立会人が不在となる投票を、国内において特段の要件なしに認めることは是非、セキュリティ対策など選挙の公正確保等の観点から課題があると考えている。 また、新たな投票方法を導入することは、選挙制度の根幹にも関わる要素があることから、国会における議論なども踏まえる必要があると考えている。	いつでもどこでも自分の意見を反映できる仕組みが先進的スマートシティに必須であり、また、今後は「部門最適化から全体最適化へ移行」とも同様、「全国一律から地域最適化への移行」も必要と認識しています。今回の総務省回答で、国政選挙の対応についてはさらなる理解の促進や協議が必要なものも再認識しました。そのため、条例制定等の住民合意を得た上で、電磁記録投票法の規定に則り、地方公共団体の議会議員及び長の選挙において、オンライン投票を進める考えとし、同法第4条第2項の「電磁的記録式投票機は、電気通信回線に接続してはならない」とする規定を緩和し、電気通信回線下での投票の実施に向け再提案します。	総務省	インターネット投票については、現行制度上、一定の障害者等を対象とした郵便等投票など、極めて限定的にしか認められていない投票管理者等が不在の投票を、国内の選挙において何らの要件なしに認めるものである選挙の公正確保等の観点から課題があり、選挙制度の根幹に関わる問題であるため、各党各会派における議論が必要であり、特区として実験的に行うべきものではないと考える。 なお、総務省としては、まずは在外選挙におけるインターネット投票の導入について、国会における議論なども踏まえて検討してまいります。
群馬県前橋市	6	ライフラインデータの目的外使用の解禁	・スマートメーターで収集・管理する「ひと・うち・まちのライフラインデータ」を組合せた形での迅速な異常検知・かけつけによる高度な見守り環境の実現 ・傷病や交通事故等の緊急事態の発生時には無意識下での本人確認・搬送ルートの最適化による緊急対応体制の構築 ・災害時には交通・道路・インフラ等の状況の迅速な把握や、まえばしIDを活用した避難所チェックイン・避難誘導指示を実施	・高齢者・障害者が、意識せずに安心して生活できる（孤独死などの予防） ・設備の異常予兆検知による火災などの被害拡大防止	・電気事業法第23条「収集した情報の目的外利用の禁止」 ・警備業法 第3条（警備業の要件） ・警備業法 第2条1項 1号（住宅、事務所等における盗難等の事故の発生）、4号（人の体に対する危害の発生）に該当する業務であって、他人の需要に応じて、「警戒」、「防止」する業務	1.電気事業法 第23条第1項 2.警備業法 第2条、第3条	1.電気事業法 ・本人の承諾とセキュリティの確保を条件に目的外利用の許可 ・2022.4施行の改正電気事業法にて「情報の目的外利用」の除外規定が設けられる。同運用については、本人同意を「認定電気事業者情報利用者等協会」が行う案となっているが、認証方法は「電子署名法に基づく電子署名」によることを要望 2.警備業法 ・「警戒」だけでなく、警備業法に抵触しないが、家族の事前同意など、特別な理由を含む場合における「防止」する業務は、各都道府県公安委員会による警備業の認定は不要とするなどの措置	警察庁	事業の実施主体や具体的な事業内容等が明らかではないため、警備業法の規制対象となるか否かについて判断することは困難ですが、同法第2条1項第1号又は第4号における「警戒し、防止する」とは、事故又は危害の発生につながる情報を把握する目的を持った活動を行い、事故又は危害の発生につながる情報を把握した場合には、その発生を防止するために必要な措置を行い、事故又は危害が発生した場合には、その被害の拡大を防止するために必要な措置を執ることを含むものと解されます。 ただし、緊急通報サービスを行う民間事業者が、同法第2条第1項第1号及び第4号に該当する警備業務を行わない旨が業務委託契約等で明らかになるとともに、当事者の意思及び業務の実態から、当該警備業務を行うものではないと認められる場合には、当該民間事業者は警備業の認定を必要としないと解されます。	電気事業法改正によって可能になる個人情報を含む電力データを活用し、見守りを希望する住民に異常が推定された場合、電話、電子メール、訪問等により保護や支援の必要性を確認し、必要に応じて行政等の対応箇所へ連絡を行うものを想定しています。この行為は、機械による継続的な監視と、事業者側の判断による訪問及び声かけを行うことから、警備業法の第2条1項第4号にあてはると考えられますが、感染症拡大や災害激化等社会不安が広がる状況下において、社会全体で困難している住民を支援することが求められることから、本事業のような簡便な手段による見守り行為を警備業法上の例外と認めて頂きたい。	警察庁	警備業は、人の生命及び身体に危険を及ぼし、又は財産に損害を及ぼすおそれのある犯罪、事故その他の危険な事態の発生を警戒し、防止するという業務の性質上、その業務の実施の適否が国民生活の安全に大きな影響を与えることから、警備業法によって、必要な規制を定め、もって警備業の適正を図ることとしているところである。 仮に警備業法に基づく各種義務が履行されることなく、不適切な警備業務が行われた場合には、業務を提供する事業者及び依頼者の双方に重大な不利益を及ぼすおそれがありますので、国家戦略特区制度に基づく提案であることを踏まえ、警備業の認定を受けない事業者が警備業務を行うことを認めることは困難であると考えられます。
								経済産業省	・昨年成立した改正電気事業法において、需要家の使用電力量等のデータについて、電気事業の目的外に利用できる制度を新設し、2022年4月の施行に向け、制度の詳細設計を行っているところです。 ・なお、同制度に基づき、個人データを利用する際には、原則、個人情報の保護性が認められるケースにおいては、対象者の選定および情報の取り扱いに厳密なルールを定めた上で、明確な同意の取得なしに使用することを認めたいと考えています。	改正電気事業法において、個人データを利用する際の同意の取得によって電子署名によることを認めて頂きたい。 また、単身世帯の孤独死防止等の社会的必要性が認められるケースにおいては、対象者の選定および情報の取り扱いに厳密なルールを定めた上で、明確な同意の取得なしに使用することを認めたいとするものです。	経済産業省	改正電気事業法による新制度に基づく個人データ利用については、同意の取得方法も含め、そのプラットフォームの在り方をデータ利用希望者中心に「認定協会設立準備WG」の中で、今後議論していく予定です。当該WGについては、具体的なデータ利用計画を持つ利用希望者であれば、自治体も含めてどなたでも参加することが可能ですので、必要に応じて御参加を御検討ください。 ※令和3年9月時点

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答	
群馬県前橋市	7	多様な交通の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンデマンド交通、自動運転バス、タクシー補助に加え、JR、私鉄、バス、シェアサイクルを加えた多様な交通</li> <li>・まえばしIDにより、市民認証割引、高齢者割引、車内の見守り、キャッシュレス決済など市民の手間と経目のない交通機能サービスを提供</li> <li>・全ての情報をつなぐMaaSプラットフォームの運用により、データの取得とその分析によるダイナミックプライシングを含めた料金政策や交通政策への反映や、商業連携や病院連携による移動とその目的までをセットにしたサービスを提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の交通資源を活用することにより、効率的な交通モードの提供が可能となる</li> <li>・デマンド交通の空き時間や空きスペースを効率的に活用することができ、デマンド交通の維持に寄与できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シェアライドの場合、事業者が仲介料を受取できない点</li> <li>・福祉車両の活用について、道路運送法の定めによりデイスサービス事業者は運賃を受取することができない点</li> <li>・シェアライドの場合、運行計画・運賃等について、柔軟な変更ができない点</li> <li>・過疎地域以外において貨客混載ができない点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.道路運送法 第6条、第9条、第15条の3</li> <li>2.道路運送法 第70条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.道路運送法</li> <li>・デイスサービスの送迎車と移動希望者の相乗りが成立した場合に、デイスサービス事業者がマッチングの仲介料を受取できる</li> <li>・乗合バス事業者の運行計画・運賃等について、柔軟な変更を可能とするよう許可申請手続の要件を緩和</li> <li>・輸送・配送のさらなる効率化の観点から、貨客混載について貨客混載実施可能地域要件を緩和</li> <li>・ダイナミックレーディング、ダイナミックプライシングの適用、乗務員、車両、路線、バス停等の複数事業者による共有化</li> <li>・増車、減車のリードタイムの緩和</li> <li>・車両等における安全運転義務を緩和し、自動運転バスの実現につなげる</li> </ul>	警察庁	<p>本提案に係る自動運転バスの自動運転レベルが定かでないため、具体的な要件を明らかにして個別に警察庁に御相談いただきたいと思いますが、自動運転装置を正しく使用している場合は、自動運転装置が作動する使用条件外となる場合等に直ちに運転を引き継げる状態である限り、運転者が常に前方や周囲の状況を確認し、ハンドル等の操作を行わなくとも、安全運転義務違反には当たらず、携帯電話等の保持通話やカーナビの画像注視の禁止規定の適用は除外されます。</p>	警察庁	<p>現在、「官民ITS構想・ロードマップ2020」等において、2022年度頃に限定的な地域における遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスの実現が可能となるように政府として目指すこととされていることを踏まえ、従来の「運転者」の存在を必ずしも前提としない場合における交通ルール上の在り方について、警察庁で検討を進めています。</p> <p>なお、高精度地図作成のためのデータ収集や試験走行等の事前準備については、運転前に運転者が乗車した状態で、当該実験車両を用いて行う場合や、一般車両にデータ収集用のセンサー等を搭載して行う場合は、通行禁止措置等を行うことなく実施することが可能です。</p> <p>また、令和2年に最新版を公表している「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準」や、「自動配送ロボット（近接監視・操作型及び遠隔監視・操作型）公道実証実験手順」に従って手続を行えば、「特定自動配送ロボット等の公道実証実験に係る道路使用許可基準」の対象となる車両のほか、低速・小型を超える速度や大きさの車両についても、道路使用許可を受けて、遠隔型の実証として、車道において走行させることは可能ですので、警察庁に御相談ください。</p>		
群馬県前橋市	8	オンライン服薬指導とドローンによる調剤薬の配達の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院での定期健診データをオンライン化し診療時には医療関係者間での簡便な情報連携を実現</li> <li>・病院は福祉Moverを活用し、薬もドローン配達で薬局に行く手間と時間を削減</li> <li>・病気・障害に関する障壁の撤廃に加えて、ジェンダー等の多様性・受容性のある生活の実現</li> <li>・健診データや服薬情報、バイタルデータなどのPHRを市民自身がいつでも簡便に確認できると共に、まえばしIDと連携し必要に応じて保健師や保険会社等第三者に真正性を持った情報提供が可能</li> <li>・ゲム解析を基に、アレルギー反応を起こさず、効果が最大限見込める、個人に最適化された形で薬剤リスクのない薬を発売</li> <li>・まえばしIDと連携した電子処方箋、電子お薬手帳、オンライン服薬指導、お薬宅配の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民にとって、素早く都合の良いタイミングで物が届けられストレスフリーな生活ができる</li> <li>・デマンド交通の運行エリア外や乗降地点から離れたポイントにはドローンで宅配することにより、きめ細かなサービスが提供可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬品の販売について、第1種～第3種はネット販売が認められているが、処方箋については認められていない点（対面販売が前提）</li> <li>・医薬品医療機器等法9条の3第1項に「薬局開設者は、薬剤師に、対面かつ書面を用いた服薬指導を行わせなければならない」との定めがある点</li> <li>・ドローンの飛行は、人口集中地区の上空では禁止されている他、目視で確認可能な範囲内、かつ人、車、建物等から30m以上離して飛行させることが必要であるなど、制約が多い点</li> <li>・現在の「電子処方箋の運用ガイドライン」に係る要件のハードルが高い点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.薬剤師法 第25条の2及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）第9条の3</li> <li>2.医師法第22条電子処方箋ガイドライン第2版</li> <li>3.航空法 第132条、民法 第132条、206条、207条及び道路運送法 第77条</li> <li>4.道路運送法</li> <li>5.電子処方箋ガイドライン第2版</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.薬剤師法、医薬品医療機器等法</li> <li>・服薬指導に関する規定及び対面かつ書面を用いた服薬指導に関する規制緩和</li> <li>2.医師法</li> <li>・医師の処方箋交付義務を撤廃し、電子処方箋を運用可能な形に改正</li> <li>3.航空法、電波法、民法、道路運送法</li> <li>・ドローン飛行の条件、①人口集中地区上空の飛行禁止、②目視確認範囲内での飛行、③人・車・建物等から30m以上離れた場所での飛行について、当該規制を緩和</li> <li>4.道路運送法</li> <li>・デイスサービス送迎車と移動希望者の相乗りが成立した場合、デイスサービス事業者がマッチングの仲介料を受取できるよう規制を緩和</li> <li>・乗合バス事業者の運行計画・運賃等について、柔軟な変更を可能とするよう許可申請手続の要件を緩和</li> <li>・輸送・配送の効率化の観点から、貨客混載実施可能な地域要件を緩和する</li> <li>5.電子処方箋ガイドライン</li> <li>・第2版の適用要件を緩和</li> </ul>	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 薬局におけるオンライン服薬指導については、「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）や「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、2021（令和3）年夏を目途に医薬品医療機器等法に基づくルールの見直しの検討を行うこととしてあります。</li> <li>3. ドローンによる医薬品の配送については、「ドローンによる医薬品配送に関するガイドラインについて」（令和3年6月22日付け薬生総発0622 第2号医政総発0622第3号）により明確化しています。</li> <li>5. 電子処方箋については、オンライン資格確認等システムを基盤とし、全国的な仕組みとして令和4年度に運用開始することとしています。</li> </ul>	国土交通省	<p>【航空法について】 現在においても、人口集中地区での飛行、目視外の飛行等については、申請していただくことで飛行が可能です。</p> <p>【輸送・配送の効率化の観点から、貨客混載実施可能な地域要件を緩和する】について 貨物自動車運送事業法では、輸送の安全性確保や荷主保護等の観点から、運送事業者が ・貨物運送に適した車両の確保 ・貨物自動車運送事業に係る運行管理者の配置 ・貨物運送に適用される損害保険への加入 など、貨物自動車運送事業に適した体制の整備を許可の大前提としているところ。</p> <p>このような前提から、輸送の安全性確保や荷主保護等の観点から懸念があり、旅客自動車運送事業者による貨客混載については、少子高齢化や人口減少が進み、地域の物流事業者のみでは物流網の維持が困難な過疎地域においてのみ例外的に認めているところ、制度の趣旨に鑑み、地域の物流網維持の観点から特段の支障が生じていない状況において対応することは困難である。</p>	国土交通省	<p>人口集中地区での飛行、目視外の飛行等については、申請内容に応じた許可が検討されるものの、目視外補助者無し飛行に関しては、当面の間「①飛行させる場所」・「②機体の信頼性」に関して要件が定められていると理解しています。このうち①は「第三者が存在する可能性が低い場所」となっており、人口密集地域における目視外補助者無し飛行は認められないため、住民サービスとしての飛行には支障がある（例：市街地における薬局等から自宅までのドローン配送は一定期間ごとに人員を配置しない限りサービスを導入できない）と想定しており、「目視外補助者無し飛行」が認められるために必要な事業者側の安全基準等について検討をお願いします。</p> <p>レベル4飛行については、第三者上空を飛行することとなるため、特に高度な機体の安全性等を求めることが重要と認識しており、今後の法改正により機体の安全性を認証する制度と操縦者の技能を証明する制度等を創設することでレベル4飛行の実現が可能となり、公布の日から1年6ヶ月以内に詳細な基準等を検討した上で施行されます。</p>

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
群馬県前橋市	10	デジタルガバメントに向けたオンライン行政手続の実現	<p>・まずはししIDにより、必要な時に世帯や個人情報、口座情報など、様々な情報と連携し活用することが可能となる</p> <p>・パーソナライズされた行政手続が案内され、全ての手続きがオンライン上で完了できる仕組みを構築</p>	<p>・アフターコロナの時代に市役所に来ず、待たせず、行政手続が可能となり、市民や事業者の安心感と利便性の向上が図られる</p>	<p>・マイナンバーカード申請・交付手続や住所異動（転入・転出）、パスポート申請等の手続では、市役所窓口において本人の出頭（対面手続）が義務づけられている点</p>	<p>1.住民基本台帳事務処理要領 2.戸籍法第27条の2 3.旅券法第3条、第8条 4.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）施行令第13条</p>	<p>1.住民基本台帳法 2.戸籍法 3.旅券法 4.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・上記法律における事務手続上の本人出頭の条項を廃止するもの</p>	外務省	<p>旅券については、デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）等を踏まえ、令和4年度中にオンラインによる申請等を可能とすることを検討している。その制度設計に当たっては、旅券の信頼性を維持しつつ、マイナンバーなどの既存インフラの利用、申請時の出頭回数の削減、業務のデジタル化等にも可能な限り努める考え。</p>	<p>マイナンバーカードは主に行政関連利用を想定した堅牢で優れた制度・仕組みですが、これに民間発の法的根拠を持つスマホID（またはししIDは電子署名法の認定認証局が発行する電子証明書が基礎）を補完的に組み合わせることで、行政手続及び民間利用両面で、スマホで安全に利用できる利便性の高いものになると考えています。電子署名法の認定電子証明書の利用により行政手続や規制のある民間利用（銀行取引他）が可能になるよう、マイナンバーカードの利用を広範に適用した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」と同様の施策を行っていただくことで、行政・民間双方のデジタル化が一気に進む契機となると考えます。</p>	外務省	<p>前回回答のとおり、旅券については令和4年度中にオンラインによる申請を可能とし、その制度設計にあたってはマイナンバーを利用することとしている。具体的には、オンラインによる申請における本人確認の方法についてはマイナンバーの公的個人認証機能等を活用し、更には、申請者はマイナンバーを読み取り申請情報を入力することとすることを検討しており、どこからでも申請を受け付けることができる必要性や費用対効果などの要素を総合的に勘案し、マイナンバーカード以外の活用は想定していない。</p>
								総務省	<p>&lt;住所異動に伴う届出について&gt; 個人番号カードの交付を受けている者による転届出については、既にオンラインで行うことが可能である。 一方、転入届、転居届については、これが受理されることで、届出先市区町村の住民票に記載され、又は記載が修正され、当該記載又は修正後の住民票の情報を基礎として、選挙人名簿の作成、保険給付、課税等の様々な行政事務が行われることとなるものであることから、届出者の実在性及び本人性を厳格に対面で確認することが不可欠である。 さらに、転入及び転居時には、住所変更等に伴い個人番号カードの記載事項及びこれに記録される公的個人認証の電子証明書を再発行する必要がある。これらについても窓口での手続を要することとなる。 また、個人番号カードを用いて住所変更等の手続の利便性を高めることは重要であると認識しており、自治体手続における引越しワンストップサービスについて、「デジタル・ガバメント実行計画」（2020年12月25日閣議決定）等を踏まえ、令和2年通常国会において必要な住民基本台帳法の改正を行ったほか、その実現に向けて内閣官房を中心に具体的な検討が進められているところである。 また、総務省においては、昨今のデジタル技術の進展及び関連諸制度の改革の動向を踏まえ、令和3年6月より「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会」を開催し、届出のあり方についても検討を行っているところである。</p>	総務省、デジタル庁	<p>マイナンバーカードは主に行政関連利用を想定した堅牢で優れた制度・仕組みですが、これに民間発の法的根拠を持つスマホID（またはししIDは電子署名法の認定認証局が発行する電子証明書が基礎）を補完的に組み合わせることで、行政手続及び民間利用両面で、スマホで安全に利用できる利便性の高いものになると考えています。電子署名法の認定電子証明書の利用により行政手続や規制のある民間利用（銀行取引他）が可能になるよう、マイナンバーカードの利用を広範に適用した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」と同様の施策を行っていただくことで、行政・民間双方のデジタル化が一気に進む契機となると考えます。</p>	<p>自治体手続における引越しワンストップサービスに関しては、先般の第204回通常国会で成立したデジタル社会形成整備法（令和3年法律第37号）による住民基本台帳法の改正も踏まえ、マイナンバーからオンラインで転届出と転入予約を行うことについて、令和3年度にデジタル庁を中心に、公募自治体との検討会及び現地検証を行い、具体的なサービスを検討したうえで、令和4年度内に全自治体でのサービス開始を目指しております。 なお、マイナンバーからオンラインで転届出を行う場合、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第4条第2項の規定に基づき、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二條第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二條第一項に規定する電子署名」を用いる必要があることとされています。 また、「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会」においては、令和3年12月28日に報告書を公表しました。</p>
								法務省	<p>（「2. 戸籍法」について） 戸籍の届出は、郵送によって提出することが認められており、本人の出頭が義務づけられているものではない。</p>	法務省	<p>自治体の現場では多くの人が戸籍の郵送請求に対する手続きの煩雑さに対する不満があることを認識していることから、オンライン手続き（デジタルガバメント）で完結する手法が必要であると考えています。</p>	

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
群馬県前橋市	11	分散型スマートエネルギー実現のための新たな制度設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>スマートメーター等を活用し、市民の生活状況を把握し異常が発生した場合には機器の点検・整備</li> <li>A[遠隔制御を活用した最適なエネルギーの利用による脱炭素社会の実現</li> <li>「みどり」による炭素貯蔵量や雨水流出削減量の見える化を通じた緑化の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民にとって、電気火災ゼロ、人命・財産の保護の実現</li> <li>市にとって緊急出動の削減、計画作業化の実現</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>分散型の仮想発電所を構築するための制度設計がない点</li> <li>分散型グリッドの事業化に関する制度設計がない点</li> </ul>	1.電気事業法	<p>1.電気事業法 [VPP：仮想発電所] ・VPPに関して、複数の低圧需要家（家庭用が主体）の分散型電源から電力系統に流れる電力（逆潮流）を集約（アグリゲーション）する制度が現在はないため、この制度設計が必要</p> <p>・V P Pでは、調整電力量等の評価が必要となるが、その評価を受電点ではなく機器側で行える制度設計を要望</p> <p>・上記計量計に関しては、検定を経たものは高コストとなりV P Pの普及の障壁となり得るため、例えばP C S（パワコン：現状でも殆どの分散型電源機器に搭載されている）で代替できるような認可を要望</p> <p>【分散型グリッド】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>分散型グリッドの事業化に対しては、現状は配電網利用ルールの明確化や規制緩和などがなされていないためその制度確立が必要</li> <li>地域マイクログリッド事業者のライセンス制度の創設と事業規制の整備</li> <li>配電設備（現在は旧一般電気事業者様が所有する既存の配電設備）の第三者への貸出制度の新規創設</li> <li>安定運用のルール（グリッドコード）や接続規制（送電線につなぐ容量 制約 など）等をグリッド対象区域内で柔軟に運営できる環境整備</li> <li>新規事業者が地域マイクログリッドの事業を行う中で、配電網の維持管理コスト、維持計画、開放条件、運用方法等の情報を、一般送配電事業者から必要に応じて情報開示を受けられる精度の整備</li> </ul>	経済産業省	<p>令和2年6月に電気事業法を改正し、新たに配電事業・特定卸供給事業（アグリゲーター制度）を位置づけるところです（令和4年4月1日施行）。配電事業者は一般送配電事業者等から譲渡、貸与された設備を運用して事業を行うことができます。また、配電事業者の託送供給等約款（系統連系技術要件を含む）は届出制であり、変更命令基準に抵触しない限り、その供給区域内において、届け出た託送供給等約款に基づき事業を実施することが可能です。接続については、既存システムを有効活用することで早期に再エネ導入を進める観点から、ノンファーム型接続等の取組を進めています。特定卸供給事業者は分散型リソース（家庭用の低圧リソースを含む）を集約し、小売電気事業者等に供給する事業を行うことができます。</p> <p>（参考：持続可能な電力システム構築小委員会 第二次中間取りまとめ 配電：P22以降、アグリゲーター：P55以降） <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/system_kouchiku/pdf/t62022100902.pdf">https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/system_kouchiku/pdf/t62022100902.pdf</a></p> <p>・特定計量 令和2年6月に電気事業法を改正し、分散型リソースの活用促進に向けた環境整備のため、電気計量制度の合理化を図る特定計量制度を措置しました。（令和4年4月1日施行）本制度を利用して計量を行う場合は、電気事業法に基づく基準に従って計量を行うことや、国への届出が必要となりますが、計量法に基づく検定を受ける必要等はありません。</p> <p>（参考：特定計量制度） 持続可能な電力システム構築小委員会 第二次中間取りまとめP64） <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/system_kouchiku/pdf/t62022100902.pdf">https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/system_kouchiku/pdf/t62022100902.pdf</a></p> <p>・各市場での活用にあたっては、「電気計量制度の合理化を図る特定計量制度」を踏まえ、需要・発電計画や精算方法等、託送供給に係る約款や、機器側計測におけるセキュリティ担保方法等を一般送配電事業者等とも連携を図りつつ、検討を進めていきます。</p> <p>・「地域系統独立運用（地域マイクログリッド）」は、平常時の系統運用は一般送配電事業者が実施し、災害時に自立した電力供給を一般送配電事業者と連携し、新規事業者が実施するものです。仮に当該新規事業者が、来年度以降、配電事業を実施する場合、配電事業者が災害等緊急時に系統の独立運用を実施することも考えられます。この際、配電事業者の事業性検証のために配電網の維持管理コスト情報が必要となりますが、その点については、参入許可の申請準備段階において、事業採算性等を判断するために必要な、①参入予定エリアの総需要や時間 帯別の需要などの統計情報、②設備の譲渡料・貸与料や一般送配電事業者への委託料の見積もり金額、③その他競争関係を阻害しない情報であって配電事業者の検討に必要な情報を、一般送配電事業者から提供を受けられることやその手続きフロー等を配電事業参入の手引き（ガイドライン）の位置づけである「分散型エネルギーシステムへの新規参入のための手引き」に明記しました。 <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/pdf/bunsan.pdf">https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/pdf/bunsan.pdf</a>。これらを通じて、系統の独立運用等を実施する配電事業者の環境整備を進めてまいります。</p>	<p>VPP/DRについては、国の技術検証が開始されているが実証試験段階であり、事業を行ううえでガイドライン等の詳細が定められていない。本事業は家庭用等の高低圧リソースをVPPに活用し、エネルギーの地産地消・カーボンニュートラル・地域レジリエンス強化を目指すものであるため、VPPに家庭用等高低圧リソースを活用した事業化に向け、ガイドラインの策定等ルール作りと計量の弾力運用を要望します。また、需要側の電化、調整力、エネルギーサービスの拡がりの観点から、EV充電器、蓄電池の公道設置や空き家の非常時開放等弾力的な活用、調整力リソース配置の原資とするため屋外広告物法に基づく広告規制の緩和を求めます。</p>	経済産業省	<p>VPP-DR事業にかかるガイドラインとして、アグリゲーター等が事業を行う上で必要となる関係者間での契約や取り決めについて、民間同士の契約を締結するための指針等を定めた「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」や、事業実施にあたって必要となるセキュリティ対策の内容を定めた「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドライン」を策定しております。 <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/advanced_systems/vpp_dr/files/20171129001-1.pdf">https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/advanced_systems/vpp_dr/files/20171129001-1.pdf</a> <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/advanced_systems/vpp_dr/files/20171129002-1.pdf">https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/advanced_systems/vpp_dr/files/20171129002-1.pdf</a></p> <p>特定計量制度において、御指摘のような定額ポイント還元等の精算方法について、特段の規制を設けることは予定していません。</p> <p>各市場での活用にあたっては、「電気計量制度の合理化を図る特定計量制度」も踏まえ、需要・発電計画や精算方法等、託送供給に係る約款や、機器側計測におけるセキュリティ担保方法等を一般送配電事業者等とも連携を図りつつ、検討を進めて参ります。</p>
群馬県前橋市	12	携帯通信サービス実現に向けた空中線電波の許容値の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>プライベートLTE（sXGP方式）、MVNO、ローカル5Gによる前橋市民向け携帯通信サービス「まえばしmobile(通信網)」の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前橋市が主導する格安かつ安全安心して使える携帯通信を市民に提供し、市民の携帯料金に係る家計の負担を軽減し、かつ、スーパーシティ構想における課題であるデジタルデバイドを解消</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、sXGP方式を利用した前橋市民向け携帯通信サービスにおいて、以下の課題がある</li> <li>①基地局の空中線電力が200mWに制限されており、広範囲かつ高効率なエリア設計を実現することが困難となっている</li> <li>②基地局の利用場所が同一の構内、船舶、航空機、列車に限定されており、屋外利用が認められていない</li> <li>③電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）によって、音声伝送携帯電話番号が、基地局免許（周波数免許）を持つ事業者のみ割り当てられることとなっている。</li> </ul>	1.無線設備規則 第14条、第49条の8の2の3 第2号ハ 2.電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）第3 音声伝送携帯電話番号 第3 1	<p>1.無線設備規則 sXGP方式における基地局の空中線電力が200mWの許容値を、2Wの許容値へ変更</p> <p>sXGP方式の親機（基地局）において前橋市の人口密集地を中心としたエリアカバレッジを確保するため、「同一の構内、船舶、航空機及び列車」以外の屋外においても利用できるように制限の緩和</p> <p>2.電気通信番号規則 基地局免許（周波数免許）を持つ事業者以外への音声伝送携帯電話番号を付与できるように制限の緩和</p>	総務省	<p>&lt; 1について &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・sXGPは、1.9GHz帯の「デジタルコードレス電話」であり、広域利用を目的とした無線システムではなく、同一構内の利用を目的とした無線システムである。</li> <li>・1.9GHz帯では、様々な無線システム・多数の利用者が各々小さい電力で共存を図っており、ここに10倍（200mW→2W）の電力の無線システムが入ってきた場合、既存の無線システムが混信を受け、使えなくなる恐れがある。</li> </ul> <p>・このため、事前に提案者の域内（前橋市内）及び電波の影響が及ぶ周辺自治体において運用中の無線システムの混信対策が必要であり、提案者がその対応（全ての無線システム利用者との事前協議・合意の取得、機器改修・交換等）を行う必要がある。</p> <p>・また、隣接する周波数は携帯電話が利用しており、sXGPの電力増加は携帯電話に影響を与えるため、提案者は携帯電話事業者と事前協議を行い、利用に向けた合意を取得することが必要である。</p> <p>・その他、更なるchの増加や広帯域化等についても、提案者は既存の無線システムや携帯電話事業者との事前協議を行い、合意を取得することが必要である。</p> <p>・なお、ご提案は「広域で利用することが可能なプライベートLTE」の実現とことより、地域BWA等の広域的に利用可能なLTE方式の無線ブロードバンドシステムが他にもあることから、それを使用されることも一案と考える。</p> <p>&lt; 2について &gt;</p> <p>基地局免許を持つ事業者以外への音声伝送携帯電話番号の付与等について、現在情報通信審議会（電気通信事業政策部会/電気通信番号政策委員会）において検討中。</p>	<p>ご指摘にあるような技術的課題（混信等）や他の事業者との調整は実務的な対応が必要であると認識しており、地域でMEG（Medical, Education, Government：医療・教育・行政）分野における公共的通信網を構築するために、携帯キャリアが当該地域で使用していない空き周波数の地方自治体の共用、携帯キャリア基地局に対する自治体施設等の貸し出しやその場合の携帯電話事業者以外への携帯電話用周波数を用いる無線設備の免許等の議論を継続させていただきます。</p>	総務省	<p>技術的課題や他の事業者との調整の必要性については、共通認識ができていないものも考える。公共的通信網の構築のためには、例えば、携帯電話事業者のネットワークを用いずに地域で広域的に利用できる地域BWA（同システムは、今後、総務省において音声利用も認める方向で検討予定。）やローカル5Gの活用も考えられる。今後とも、貴市のMEG分野における公共的通信網構築に向け、ご意見を前向きに捉えて、貴市と議論を継続させていただきたいと考える。</p>

国家戦略特区等提案様式

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
群馬県前橋市	13	まえばしIDの導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>鍵ペア(秘密鍵と公開鍵)とハッシュ値を組み合わせた電子署名の活用により本人証明と非改ざん証明の機能を実現</li> <li>高度化・巧妙化するサイバー犯罪から秘密鍵を保護するためには、ソフトウェアのみでなくハードウェアを用いた秘密鍵の管理方法を実現</li> <li>FPoS(SIMカードなどのスマホ搭載の電子証明書を活用した認証及び署名手続き)によるHSMを利用することで高いセキュリティを担保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パーソナルデータの活用範囲が飛躍的に拡大する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種の法令において、本人確認や意思表示の方法として書面や対面等による方法しか認められていない点</li> </ul>	<p>【規制緩和の対象】 【その他関連する法令】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>電子署名及び認証業務に関する法律(電子署名法)</li> <li>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(公的個人認証法)</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)</li> </ol>	<p>電子署名法の認定を受けた電子証明書による電子署名が、犯罪収益移転防止法で定めるものと同様に、様々な法律によって適切な本人確認の方法として認められるように関連法令の規制緩和</p>	<p>内閣府</p> <p>マイナンバー法においては、マイナンバーカードのICチップに記録された電子証明書を用いてオンラインで本人確認を行うことが認められている。</p>	<p>本人確認の方法は本人確認手続を定めるそれぞれの法律において定められているものであり、「規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容：様々な法律によって適切な本人確認の方法として認められるように関連法令の規制緩和」とされているように、当該規制緩和が求められる法律を所管している省庁へ検討を要請されたい。</p>	<p>マイナンバーカードは主に行政関連利用を想定した堅牢で優れた制度・仕組みですが、これに民間発の法的根拠を持つスマホID(まえばしIDは電子署名法の認定認証局が発行する電子証明書が基礎)を補完的に組み合わせることで、行政手続及び民間利用両面で、スマホで安全に利用できる利便性の高いものになると考えています。電子署名法の認定電子証明書の利用により行政手続や規制のある民間利用(銀行取引他)が可能になるよう、マイナンバーカードの利用を広範に適用した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」と同様の施策を行っていただくことで、行政・民間双方のデジタル化が一気に進む契機となると考えます。</p>	<p>法務省、デジタル庁</p>	<p>御指摘の「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」は、「デジタル社会形成基本法」に基づく、いわゆる「整備法」であって、その内容は、マイナンバーカードの通用範囲について一般的な法規範に基づき、その通用範囲の拡大を図るものである。</p> <p>したがって、繰り返しになるが、当該規制緩和を一般化する法規範が前提となり、それが無い現状では、いわゆる整備法によることはできないことから、個々の緩和の対象となる取引等を規定する法律を所管している省庁へ検討を要請されたい。</p>